

規制シート(様式)

190198000400001

2016/12/7

規制の名称	船舶のトン数の測度	所管府省	国土交通省
根拠法令等	船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	海事局検査測度課登録測度室 室長 田中 独歩
規制目的	1969年の船舶のトン数測度に関する国際条約を実施するとともに、海事に関する制度の適正な運営を確保するため。		
規制内容の概要	船舶のトン数の測度の基準を定め、国際航海に従事する長さ二十四メートル以上の日本船舶の船舶所有者については、国土交通大臣から国際トン数証書の交付を受け、船舶内に備え置かなければならない。	関連する予算	船舶の登録測度関係経費(平成28年度予算3000万円)
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	国際トン数証書の発給は1969年の船舶のトン数の測度に関する国際条約で定められており、また、船舶のトン数の測度の公平性を担保する必要があることから制度を維持する。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		